

柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発事業 事業協定書 (案)

柏崎市（以下「甲」という。）と****（以下「乙」という。）とは、市民の森（旧ぶどう村）を活用した太陽光発電施設を設置・運営する事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市の市民の森（旧ぶどう村）を活用して太陽光発電施設を設置・運営する事業（以下「本事業」という。）の実施に必要な事項を定めるため締結する。

（事業協定の位置づけ）

第2条 この協定は、本事業の実施にあたっての甲及び乙の役割や権利義務などの具体的な取り決め事項について定める。なお、土地貸借に伴う権利義務については、別途、市有財産貸借契約を締結することで発生するものとする。

（事業に係る期間）

第3条 本事業に係る期間は、工事着手の日から設備を解体し原状に復するまでとする。

2 乙は、原則として令和9（2027）年度中に発電事業を開始するものとし、本事業に係る期間のうち発電事業を実施する事業期間は、20年間以上とする。ただし、甲と乙の合意により事業期間を変更することができる。

（市有財産貸借契約の締結）

第4条 甲は乙と別途、市有財産貸借契約を締結する。

（事業の速やかな実施）

第5条 乙はこの協定の締結後、可能な限り速やかに太陽光発電施設を建設し運転を開始するよう努めるものとする。

（通知義務）

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに甲に通知し、甲の指示に従わなければならない。

- (1) 本事業用地に存する乙の工作物が毀損し、甲の財産に損害が生じたとき。
- (2) 住所若しくは所在地又は指名若しくは名称に変更があったとき。
- (3) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の申立て（自己申立てを含む。）等があったとき。
- (4) 会社が合併又は解散するとき。

（環境保全義務）

第7条 乙は、本事業の実施にあたっては、環境保全に努めるとともに関係法令に基づく基準、手続及び監督官庁の指導を遵守しなければならない。

2 乙は、本事業用地の周辺に公害が発生した場合、その原因が本事業によるときは、乙の責任において、その解決及び再発防止に万全を尽くすものとする。

(事業実績の報告)

第8条 乙は、発電電力量の実績及び事業収支状況を毎年度、甲に報告するものとする。

2 乙は、甲が発電電力量の実績の報告を求めたときは、これに応じなければならない。

3 乙は、発電電力量の実績について甲が公表することを予め認める。

(公募実施要領等の遵守)

第9条 甲及び乙は、本事業の遂行にあたり、柏崎市芋川地内遊休市有地における電源開発事業参入公募実施要領（以下「実施要領」という。）、実施要領に紐づく仕様書及び乙の企画提案書の記載内容を遵守しなければならない。なお、内容に相違があった場合の優先順位は、実施要領、仕様書、乙の企画提案書の順番のとおりとする。ただし、甲と乙の合意による場合は、この限りではない。

(事業の継続)

第10条 乙は第3条の期間の間、事業を安定的に継続できるよう努めなければならない。

2 乙は、甲の事前の承認がない限り、連合体の構成を変更してはならない。

3 次に掲げる事由が発生したときには、乙はその事由に該当する構成員の地位を甲の承認を得て速やかに他の構成員又は第三者に引き継がなければならない。

(1) いずれかの構成員にかかる以下の申立て（自己申立てを含む）がなされたとき。

ア 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て

イ 会社更生法第17条に基づく更生手続の申立て

ウ 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て

(2) いずれかの構成員について、手形取引停止処分がなされたとき。

(3) 乙の構成員のいずれかが正当な理由なく本事業を放棄したと認められるとき。

※第2項及び第3項は乙が連合体の場合

(協定の解除)

第11条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

(1) 乙が本協定に違反し、甲が催告したにもかかわらず是正しないとき。

(2) 乙が実施要領Ⅱ－2(3)から(5)に該当したとき。

2 乙は次の各号のいずれかに該当する場合は、甲と協議の上、本協定を解除することができる。

(1) 災害による被災等止むを得ず本事業を途中で中止せざるを得ないと乙が判断したとき。

(2) 貸付期間開始前において、本土地の周囲に本設備の発電量に悪影響を与える可能性がある建物又は構築物が築造されることが判明したとき。

3 本協定を解除した場合の貸付料の精算、有益費の請求権の放棄、損害賠償及び原状回復の扱いについては、乙と締結する市有財産貸借契約書に定める。

(関連施設の設置)

第12条 乙は、太陽光発電施設を設置する範囲外の甲の敷地内に、本事業のための電柱、支線、その他の関連施設（以下「関連施設等」という。）の設置が必要な場合は、甲と協議の上、設置するものとする。

2 関連施設等の設置に対する貸付料は、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）で定

められた内容を準用して算定するものとし、支払方法その他の扱いについては乙と締結する市有財産貸借契約書に定める。

(脱炭素エネルギー普及啓発及び理解促進)

第13条 乙は、甲のエネルギー政策を十分に理解し、脱炭素エネルギーの普及啓発活動又は環境教育に積極的に協力しなければならない。

(地域貢献)

第14条 令和7(2025)年度に甲が実施した本事業の事業者公募における乙の企画提案書に基づき、乙は本事業をとおして地域貢献に積極的に協力しなければならない。

(疑義の決定)

第15条 本協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

新潟県柏崎市日石町2番1号
甲 柏崎市
柏崎市長 櫻井 雅浩

乙 《 住 所 》
《 法 人 名 》
《 個人名又は代表者名 》